資料１

**ＬＥＤ等照明広告について**

**１．景観審議会（H25.12.5）での主な意見**

* 輝度（まぶしさ）について検討すべき。
* 地域を指定して規制誘導する必要がある。（住宅地と異なり、商業地では賑やかさも必要）
* 地域の実情に応じて時間規制を検討してはどうか。
* 照明広告の分野を分けて基準を検討していく必要がある。

「LEDサイネージ看板」「内照看板」「その他照明の看板」

**２．景観審議会（Ｈ26.5.27）への報告**

* **どこまでを規制対象とするか**

・点滅とデジタルサイネージ等内容が変化するものに今回は限定する。

* **どのような規制内容にするか**

・「輝度制限（ｃｄ／㎡）」と「規模制限（㎡）」とを合わせた制限とする。

・現地調査により具体的な数値を設定するが、仮置とし、数値の妥当性について検証する。

* **どのように規制区域を設定するか（住居系地域を基本）**

・住環境を守るため、住居系地域に隣接した地域の一部を対象とする。

・市街化調整区域も対象とする。（地区計画により大型店などが立地する可能性あり）

**３．許可基準案（仮置）（別紙）**

**４．部会の検討事項**

**●　規制内容の検証**

　　・官能評価の手法を用いて、数値の妥当性等を検証する。

　　・手法の妥当性について検討する。

　　・検証結果を審議会に報告し、規制内容のあり方について議論。

**●　規制区域の設定**

・土地利用や立地論からみて、規制区域の設定は妥当か。

照明許可基準　（仮置）

１．照明規制の対象

可変表示型屋外広告物　常時表示の内容を変えることができるもの及び点滅するもの

２．許可基準及び適用地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 許可基準 | 適用される区域 |
| 可変表示型  屋外広告物 | 原則として禁止する。  （0.5㎡以下及び両面の場合1面0.25㎡以下、かつ輝度2000cd／㎡以下は適用除外とする。） | 禁止区域（第一種低層住居専用地域を含む）並びに  第二種低層住居専用地域及び周辺50m以内の区域 |
| 大きさは、30㎡以下及び両面の場合  1面15㎡以下とすること、かつ  輝度は2000cd/㎡以下とすること。 | 第一種中高層住居専用地域  第二種中高層住居専用地域  第一種住居地域  第二種住居地域の区域及び  周辺50m以内の区域並びに市街化調整区域 |

《参　考》

* ＣＩＥ（国際照明委員会）による「屋外照明による障害光抑制ガイド（2003）」

（環境省　「光害対策ガイドライン」による）

ＣＩＥの環境区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 環境 | 光環境 | 例 |
| Ｅ１ | 自然 | 本来暗い | 国立公園、保護された場所 |
| Ｅ２ | 地方 | 低い明るさ | 産業的又は居住的な地方領域 |
| Ｅ３ | 郊外 | 中間の明るさ | 産業的又は居住的な郊外領域 |
| Ｅ４ | 都市 | 高い明るさ | 都市中心と商業領域 |

* 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（ＣＩＥ　150-2003　抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

　　 建築物壁面と平均輝度の最大許容値（単位：ｃｄ／㎡）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | Ｅ１ | Ｅ２ | Ｅ３ | Ｅ４ |
| 建物表面の輝度  （Ｌｂ） | 平均照度×反射率／πより求める | ０ | ５ | １０ | ２５ |
| 看板の輝度  （Ｌｓ） | 平均照度×反射率／πより求める  又は、自発光しているものの輝度 | 50 | 400 | 800 | 1000 |